



経済連携協定における 原産地規則

大阪税関業務部
平成28年6月3日

どうしたらEPA税率を利用できるのか

① 輸出入される産品に関し、EPA税率が設定されていること
(EPA税率の場合、協定の譲許表)

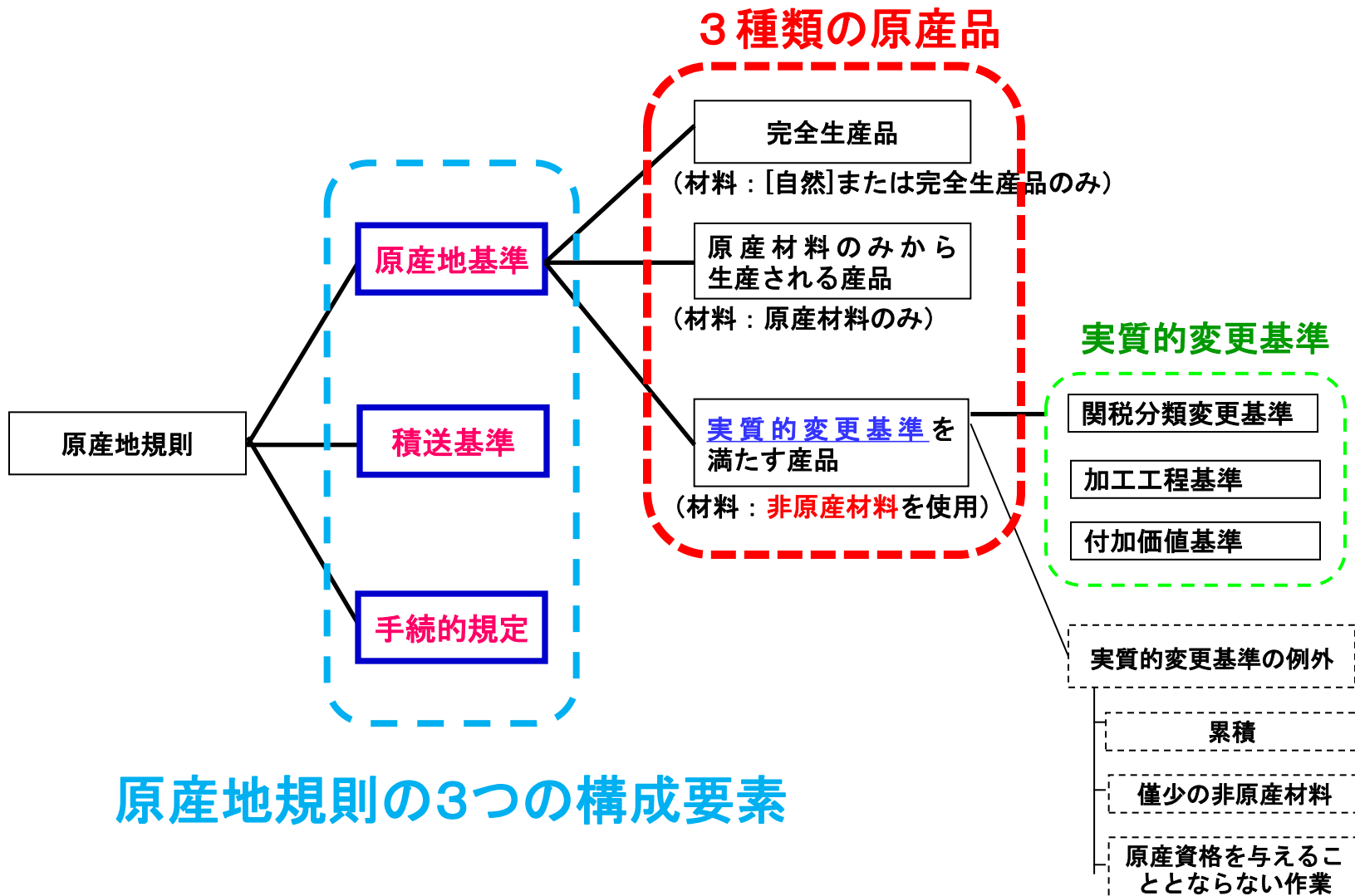
② 生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=原産地基準を満たしていること)

③ 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=積送基準を満たしていること)

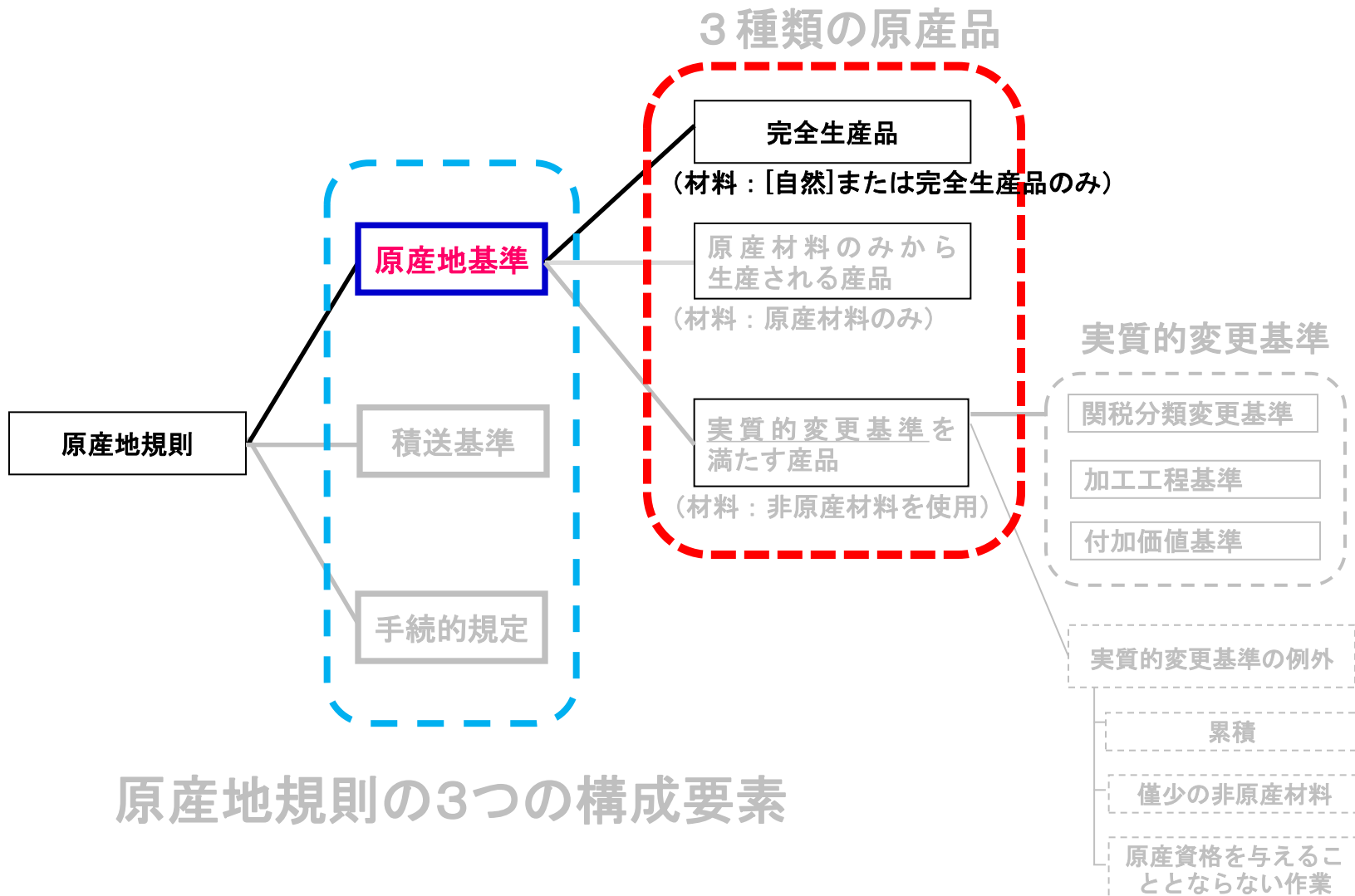


4つの条件をすべて
満たさなければいけない！

EPA原産地規則の構成(概要)

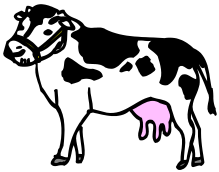


EPA原産地規則の構成(概要)



(a) 完全生産品(タイEPA)

タイEPA 第28条2



(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品
(牛乳、卵等)



(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物生産品
(切り花等)



(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質((a)から(d)までに規定するものを除く。)(原油等)



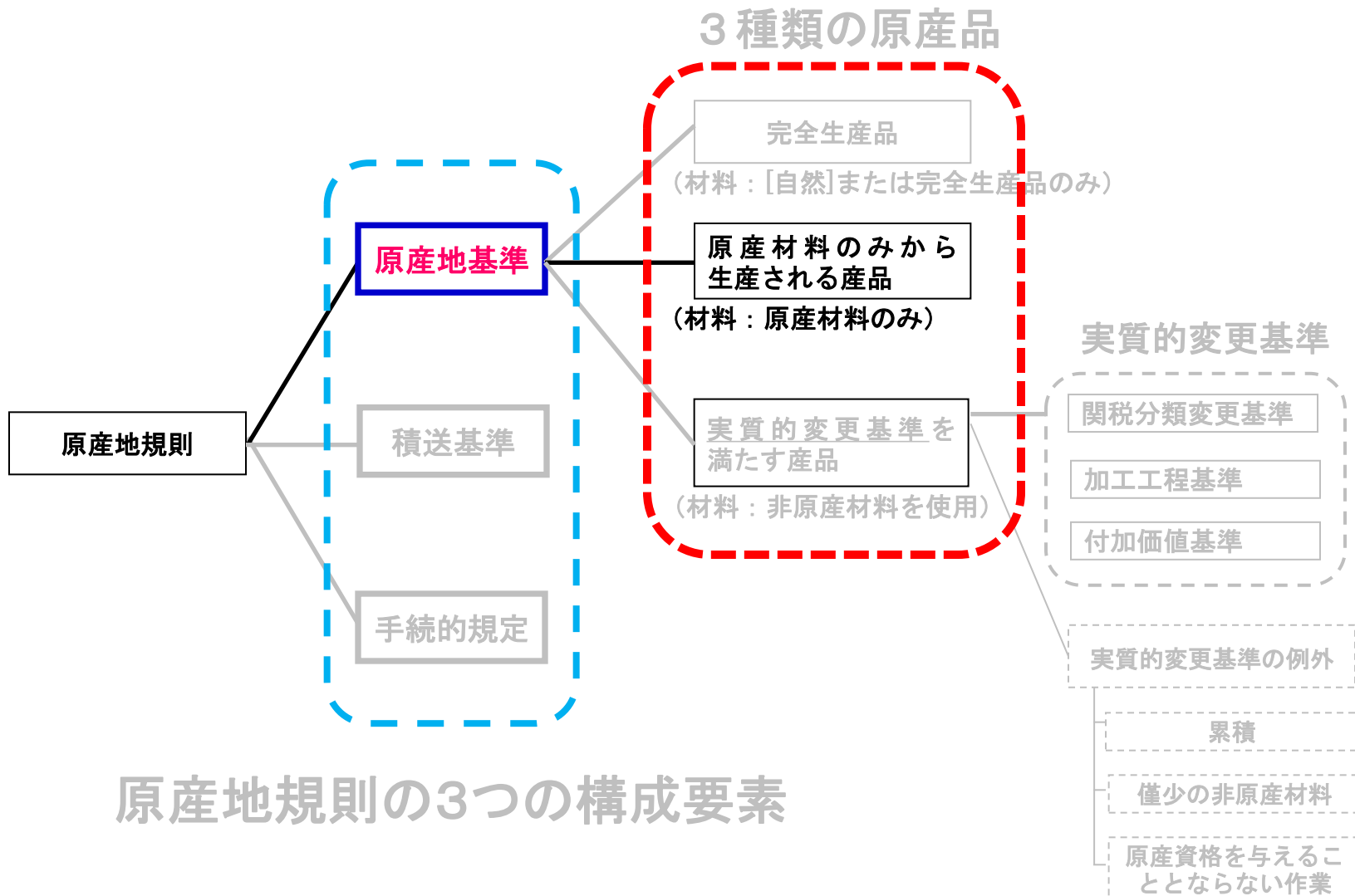
(f) 当該締約国の船舶により、他方の締約国に属しない海から得られる水産物その他の産品
(公海で捕獲した魚等)

(g)～(k) 略



(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
((a)に該当する牛を屠殺して得られた牛肉等)

EPA原産地規則の構成(概要)



(b) 原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、
外見上は1カ国*で生産・製造が完結しているように見えるが、
実際には他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの
(*アセアンEPAの場合は、1又は2以上の締約国)



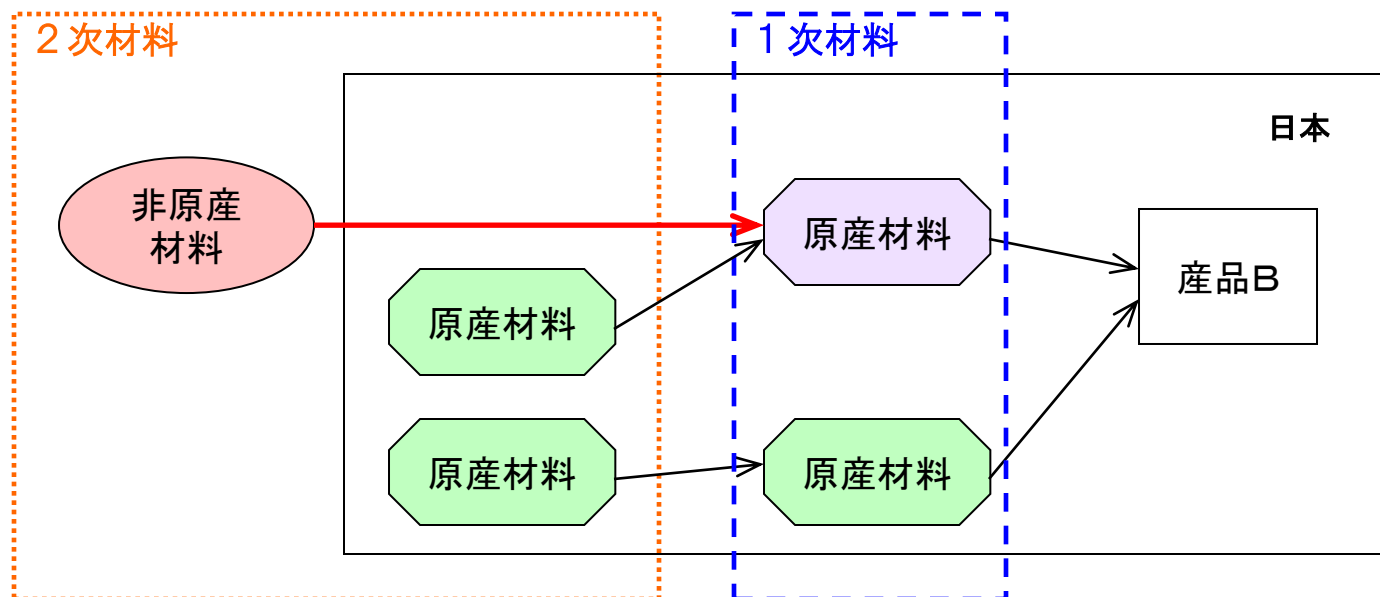
(b) 原産材料のみから生産される産品(タイEPA)

タイEPA 第28条 原産品

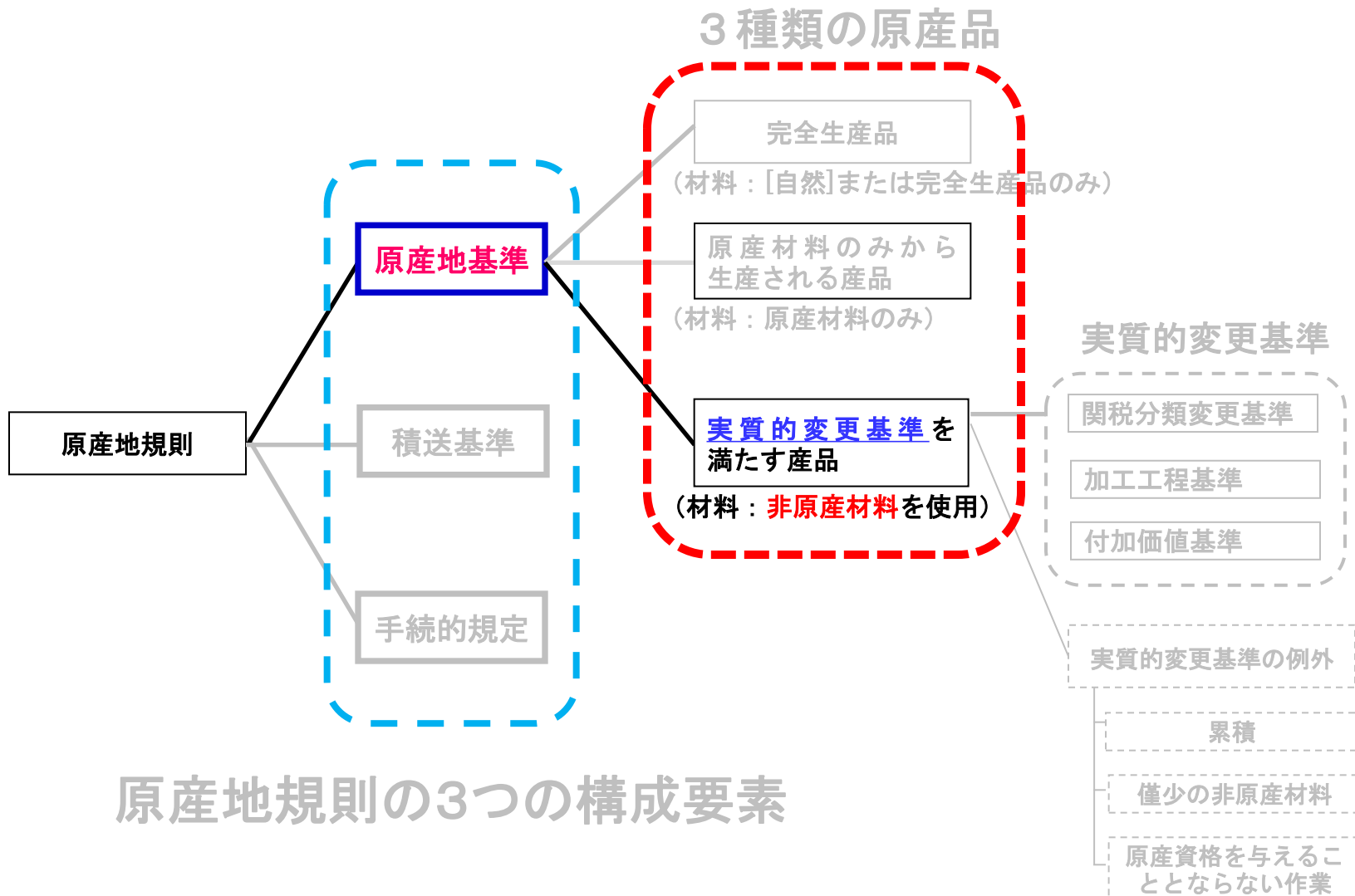
この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(b) 当該締約国の**原産材料**のみから当該締約国において**完全に生産される**産品

タイ又は日本
のいずれか一方



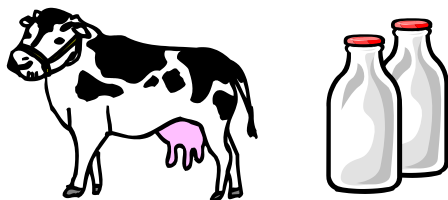
EPA原産地規則の構成(概要)



(c) 実質的変更基準を満たす産品(実質的変更基準とは?)

産品(材料)

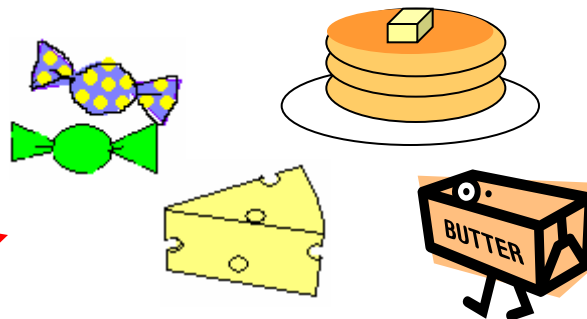
(非原産のもの)



加工等

大きな
変化

新たな産品



最初の産品と違う性質を
持っている産品

この「**大きな変化**」を「**実質的変更**」と呼び、「実質的変更」が起こった国を原産地とする考え方を「**実質的変更基準**」と呼ぶ。

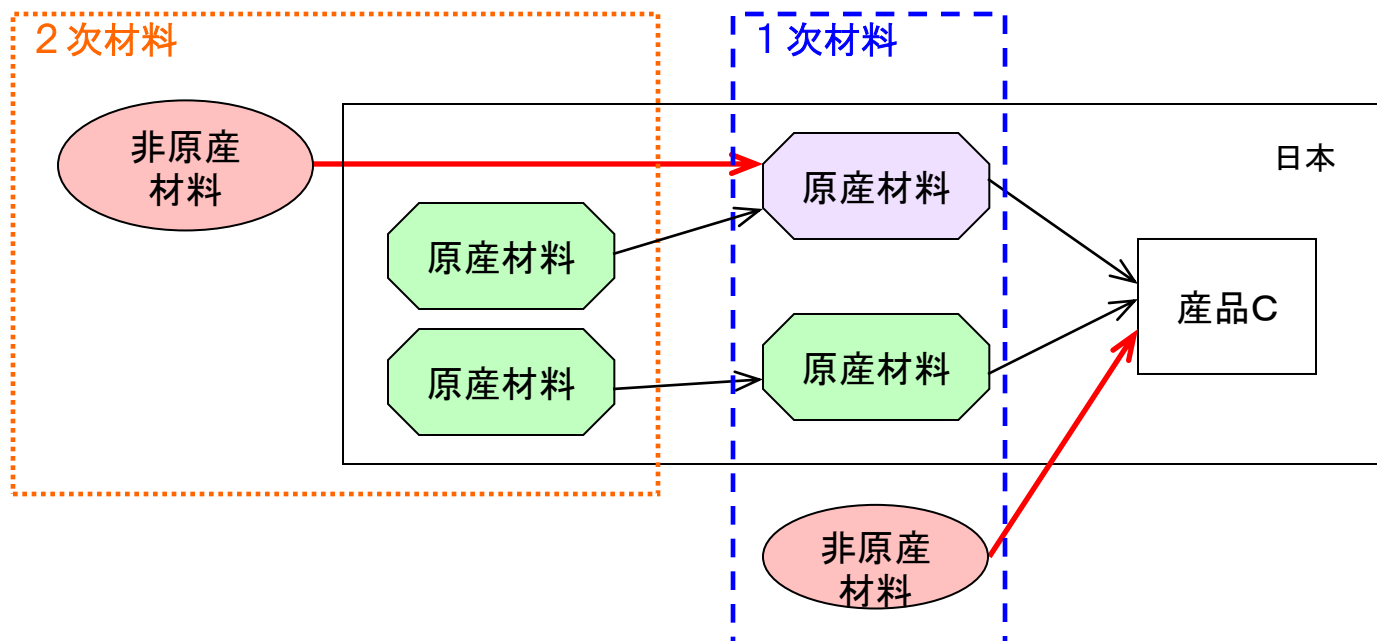
そして、このような産品を「実質的変更基準を満たす産品」と呼ぶ。

(c) 実質的変更基準を満たす産品(タイEPA)

タイEPA 第28条 原産品

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

- (c) **非原産材料**をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書二に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの



実質的変更基準の種類

- 実質的変更基準には、評価の方法により、以下の3つの基準が存在する。

(1) 関税分類変更基準

最終製品の関税分類番号と、**すべての非原産材料**の関税分類番号とが異なることとなるような製造が行われた国を原産地とするもの

(2) 加工工程基準

すべての非原産材料にある特定の加工工程が施されて最終製品が得られた国を原産地とするもの

(3) 付加価値基準

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たした国を原産地とするもの

EPA原産地規則の構成(概要)

